

「逗子市地域防災計画」修正案市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集期間 令和2年8月31日（月）から令和2年9月30日（水）

2 提出された意見の概要

(1) 意見の提出者数 3名

(2) 意見の項目数 38件

(4) 内容別の意見件数

区 分	件数
全体	14件
総則	2件
都市の安全性の向上	6件
災害予防計画	9件
災害応急対策計画	7件

3 意見の対応状況

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	6件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	4件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時期に参考とするもの	20件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりにしたもの	6件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	2件

4 担当課 防災安全課

5 別紙「逗子市地域防災計画（地震津波対策計画編）修正案に係る意見及び反映状況」

逗子市地域防災計画（地震津波対策計画編）修正案に係る意見及び反映状況

記号	対応区分
○	意見を反映し、素案を修正するもの
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時期に参考とするもの
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりにしたもの
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
1	全体	逗子市地域防災計画地震津波対策計画編修正案（以下「修正案」）は、現計画より圧縮されたとはいえ、245 頁に亘る記述がなされ、市民や事業者等が計画全体での自己の位置付と具体的役割を把握するためには膨大に過ぎる。これだけの量の文書作成には相当の労力を伴い計画書作成が自己目的化しかねない。計画経緯や市の概況など災害自体にかかわらない部分は資料編に移し、輻輳部分を割愛し、図表を用いて視覚化するなど本文をさらに圧縮し、具体的行動の記述を充実すべきである。同程度の地震でも津波発生の有無で被害に相当の違いが生じ、災害規模の具体的予見や対処方法、その後の時限別行動も地区により異なったものとなる。想定災害の規模や種別ごとに各地区の特性に応じた行動指針を具体的に示す必要がある。	■	逗子市地域防災計画は災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として作成しています。 また、今回の修正は、記述体系の修正、重複部分の削除や表現の簡潔化に努めております。 計画が膨大というご指摘ですが、本計画の位置付は関係機関が連携して対応を行うための指針であることから、防災サイクル（予防、事前準備、応急対応、復旧・復興）の考え方により構成しています。そのため一定量の頁数となることをご理解いただきたいと思います。 地域防災計画は、逐次修正を行うものであり、ご指摘の図表を用いた視覚化やさらなる圧縮は、今後の参考とさせていただきます。 また、東日本大震災教訓を踏まえて災害対策基本法が改正され、2014 年 4 月から「地区防災計画制度」が施行されました。今回の修正では、逗子市でも修正案 第 9 節 P84 自主防災組織の育成において、「地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、「必要と認める時は、地域防災計画の中に位置付ける。」ことを明記しました。 ご意見の通り同じ地震でも被害想定や対応は地区により異なり、地区ごとの行動指針を具体化する必要があります。そのためには、地区の特性に応じた自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることが重要であり、かつ、このような活動が現実的な地域防災力の向上につながっていくものと考えています。今後、地区防災計画制度を推進することにより地区の特性に応じた防災力の向上に努めます。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
2	全体	修正案では「自助」「共助」「公助」を区分し、市民の自己判断を強調する記述が随所に見られる。ハザードマップの精査、避難路の判断、発災時の携行品、物品備蓄などを「自助」として想定するが、自己責任を求めるにもかかわらず、ハザードマップの解読法などを示していない。例として、震度 6 強の地震で倒壊する恐れのある家屋の所在、津波の寄せ波と引き波による具体的危険（特に逗子湾開口部となる田越川や国道アンダーパス）、火災発生予想地区および類焼の方向・規模、崩落危険傾斜地の具体的判断基準等の避難方法判断の前提となる現状分析を具体的かつ詳細に示すべきである。「共助」とは具体的に何を共助とするのか、組織率の現状も地区の範囲や手段も示さない自主防災組織頼りでは地域地区間格差が生じる。近隣住民の顔も分らない現況下で「共助」を求めるのであれば、例えば有料ごみ袋販売委託等による町会等の財政基盤を強化させ、地区内班単位などの小組織の活性化を図るとともに、町会等に属さない住民の対処策を講ずる必要がある。「公助」の意味不明。行政は住民等の生命を守る責任があり、生存確保手段の構築は最優先の義務であり、「助」ではない。財政や人員等の制約があるとはいえ、実施できる施策を最大限講じたうえで足らざる部分を明確にしての「自助」「共助」の要請である筈のところ、逆転していると思えない。	■	ご指摘のとおり住民の生命、財産の安全を図ることは国や地方公共団体の最大の役割です。発災時には公助として自衛隊、消防、警察などによる救助活動、救援物資の支給、仮設住宅の建設などが行われます。 市は平素から避難場所の整備、学校などの耐震補強、災害関連情報の周知・徹底、避難行動要支援者支援システムの整備等、公助としてこれらのハード対策・ソフト対策を絶え間なく続けているところですが、地域の実情に応じたきめ細かい施策を実施するためには、地域住民の協力が不可欠であると考えます。 また、市民の方が行う自助の取組みにより、災害による負傷者が減少することで、要救助者が減ると同時に救助活動に協力できる人が増えることになるため自助は最大の共助であると考えております。 本修正案は災害対策基本法の基本理念に基づき、防災対策は国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進することを基本理念として策定しております。 また、ご指摘をいただいたハザードマップの充実や解読法の周知及び共助における地域間格差の問題についてはご意見を参考にして今後取り組んでいきます。
3	全体	修正案は、冬季、平日、18 時、気象平年並みの前提条件のもと、6 種の地震の被害規模想定を掲げるが、同案作成の基盤となる想定被害を具体的に明示していない。防災計画は今後 30 年以内に発生すると見込まれる 10m 超程度の津波を伴う巨大地震に備えを主眼とすべきである。発災時前提条件も季節や時間帯等を変えることで、被害規模が大きく異なり、避難方法もその後の避難所運営にも多大の差が生ずると思われるが、その結果も示されていない。小規模局地的被災なら限定的想定で足りるが、万余の避難者が発生するような地震に対する計画や対策があまりにも曖昧である。震災後の近隣自治体等の支援を見込めない状況下での想定が必用である。	□	修正案は神奈川県地震被害想定調査（平成 27 年 3 月）の結果を受けて作成しています。6 種の地震は、地震発生の切迫性が高いとされている地震、法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震、中央防災会議等において対策の対象としている地震、発生確率は極めて低いが発生すれば甚大な被害が及ぶ可能性がある地震という視点で選定されており、本修正案はすべての地震を対象としていますが、基盤となるのは P19 第 1 章 総則 第 4 節 逗子市防災戦略に記載しておりますが、最大の被害が想定され長期的な対応が必要となる大正型関東地震で死者数を概ね半減させることを目標としています。また、甚大な損害を被った地域社会にとっては自らの資源や力だけでは初期から十分な対応ができないことは阪神・淡路大震災以降明確に認識されており、域外の行政組織から支援を受け入れ、それを活用する受援体制の整備が大きな課題であると認識しています。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
4	全体	修正案では道路整備、都市再開発等の長期的展望を示すが方向性検討の端緒すら見えない。大震災時には市庁舎に津波等による相当程度の被害が見込まれる。警察、消防も低地にあつて被災時に十全の機能を果たせるか疑問である。逗子市街は駅から海岸にかけて狭い道路が入り組み、家屋倒壊や火災発生時に避難のみならず緊急車両通行に多大の支障が生じ、被害が増幅されるであろうし、10m 程度の津波が発生すれば壊滅的な事態になりかねない。都市の強靱化は必須の命題であり、市庁舎移転等も視野に具体的検討を急ぐ必要がある。	▲	津波に強いまちづくりについては、P39 第 2 章第 5 章「津波に強いまちづくり」に考え方を示しています。 災害対策として、市庁舎の移転等は現時点においては現実的・具体的な方策とは考えておりません。
5	全体	修正案では短期的施策も中長期的施策も混在して記載されるが、時限別に整理する必要がある。短期的見込（計画）の避難所等は 50 か所ほどが指定され、発災時の各種避難場所等及び班体制や運営の指針などを示すが、各所の具体的収容人員及び避難所等の運営の所要人員は示さず、一時避難場所から避難所等への仕分けや誘導が具体化していない。発災時緊急避難は各自の判断としても、その後の対応は計画可能であり、所要人員・方法など具体的方法を示すべきである。市職員、消防、警察等の職員全員が被災時にどの仕事に何名が必要となるか想定することにより不足する人員等が具体的に見え、市民の自助・共助意識の涵養に資するものと思われる。	■	ご指摘の通りと考えており、所要人員・方法など具体的方法については既に作成している職員向け地震災害対策職員初動マニュアルに記載しています。地域防災計画の修正後に初動マニュアルの改訂を予定していますのでご意見を参考にさせていただきます。
6	全体	修正案には各種計画やマニュアルなどに随所と言及するが、作成済み、作成途上、作成予定などの区分が記載されていない。防災計画を読む市民に無駄な労力を求めるだけでなく、当面は画餅で済ませてよいか否かなど緊急度に応じた計画の理解を損なうものであり、実現達成度合いをすべての項目で表記すべきである。	■	地域防災計画は、市の実情に即して、地域の防災機関が防災のために処理すべき業務などを具体的に定める計画ですが、ご指摘の通り具体性に欠ける事項については今後、本計画案に基づく個別計画の推進により、さらなる充実を図るとともに、防災対策の現状などについてはホームページの掲載内容の充実を図りつつご理解いただけるよう努めます。
7	全体	全体的に「……検討します」として、決定していないものが多い。また、それぞれの施策の日程及び目標完了期限が記載されていないため、進捗状況が把握できない。	■	No6 の回答のとおりです。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
8	全体	修正案は周知や啓発という言葉を多用し、手段として広報、講演会などを挙げるが具体的にどのように周知するかの内容もスケジュールも記述されない。防災関係に限ったことではないが、概して逗子市役所はホームページへの掲載をもって周知したとし、市職員からは二言目には「ホームページに載せている」との応答がしばしばなされる。この意見書の作成にあたって市ホームページを閲覧し備蓄物品の品目・数量・所在・開扉手順などを閲覧しようとしたが探し出せなかった。担当者が承知していても、一般市民のアクセスが困難な状況では周知にならない。ましてインターネットを使えない者にとっては存在そのものを無視されたに等しい。広報はせいぜい防災訓練日程や台風被害の情報程度で、具体的「自助」の手段や方策などの掲載を見ない。まして「共助」に至っては皆目見当がつかない状況である。生命の安全に関わる問題では冊子の全戸配布ないしは数回に分割してでも広報の特集を組むなど確実に伝えられる方法を講ずべきである。	■	P110 第 4 章第 4 節市民への情報伝達で災害時の広報の考え方を記載しておりますが、ご指摘のとおり、平素からの周知や啓発は重要であると考えます。ご指摘をいただきましたとおり防災に限らず、関係部局が連携し市民にとってわかりやすい広報への対応を進めてまいります。
9	全体	電気、ガス、通信、道路、上下水道等が必須不可欠のライフラインと考えられ、修正案ではそれぞれの事業主体別に責任と対策を示す。市の所管は市道と下水道であるが、道路のがけ崩れ等の危険個所の調査、補強等及び下水道管渠の耐震化を示すのみである。管渠の耐震化は必要なことではあるが、下水処理場については触れていない。施設の耐震化で一括りにしているようだが、直接海岸に面する下水処理場は地震もさることながら大津波での機能喪失の懸念がある。下水処理場が機能しなくなったときの影響と対策を示すべきである。	▲	処理場については、施工が可能な範囲で耐震化を実施していますが、築 50 年近くが経過していることから、再整備を検討すべき時期に達しているため処理機能を確保すべく、津波対策としての耐水化等は再整備の中で検討していきます。
10	全体	修正案は最低限三日分の備蓄を市民に要求するが、10m 強の津波が発生した場合に備蓄しておいた食糧等も失う市民が人口の相当程度に及ぶことも考えられる。係る事態を想定した備蓄等の対策が何ら示されない。同案 121 頁では地域住民、行政、管理者の関係図をかかげるが、当面の事態に耐えられる備蓄や避難所がある前提で構築されている。 30 年以内に想定される直下地震や東海・東南海地震での被災者予想を考えるとこの計画では耐えられない。安全な備蓄品保管場所の提供や空き家の活用等々を考えるなど衆智を集める必要がある。	■	市は、想定される最大の避難者数への対策を基本に最低限 3 日分の食料及び生活必需品等の備蓄を目標として整備しております。ご意見にある安全な備蓄品保管場所、空き家の活用等に関しましては、ご提案として今後の参考にさせていただきます。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
11	全体	震災後には震災津波避難者の対応や医療・治安・衛生・物流等多種多様の施策が必要となる。修正案でも種々の方策が示され、その実施には多大な人員が必要となり市職員では大幅な人員不足となる筈だが、具体的に人員確保の見込みも手段も示されない。市民の組織化と予行演習が必須で、せめて、図上演習程度は実施すべきものと思う。また、膨大な震災ごみ、下水道障害による携帯トイレ使用や感染対策用物品の多用など、焼却処理が必須となる。今後のごみ処理計画にはこの視点が不可欠である。	■	例年、職員を対象とした図上訓練等を行っておりますが、ご意見をいただきました市民を含めた図上演習の実施については今後の検討事項といたします。 また、災害廃棄物につきましては迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより市民の生活環境を確保し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として、現在、災害廃棄物処理計画の策定を進めております。
12	全体	修正案には防災訓練の実施が頻繁に記述されるが、漫然と防災訓練を行ってもほとんど意味がない。地震の規模や被災の進行状況を具体的に各種の想定の上で、訓練実施を重ねる中で問題点を検出し、対応策を策定すべきである。例えば、津波避難訓練においてどここの地震による津波か、到達時間、津波の高さ違いによって訓練の方法も大きく異なる筈である。漫然と「高いところに避難せよ」との放送では意味がない。 また、職員向けの防災訓練に於いても、開庁日、閉庁日、時間帯別の各種想定に基づく訓練などを実施し、震災時初動防災体制構築の問題点を抽出し、対応策を構築すべきである。逗子市内に居住しない職員が増加している状況では徒歩での参集に要する時間を把握することは必須である。初動防災体制は職層等に揃わずに立ち上げる必要があり、この際における経過時間別の参集可能人員の把握と段階的防災体制の構築は訓練を通じて精査すべきである。	■	業務継続計画（地震編）により職員参集の時間的な尺度を把握しておりますが、職員訓練の実施及び災害対策職員初動マニュアル改訂の際に、ご指摘の点を考慮いたします。
13	全体	修正案では新たに第6章として南海トラフ地震を加える。この記述の必要性は理解できるが、前章までの記述と数多重複するので整理したほうがよい。また、南海、東南海、東海を一括りに南海トラフとし、マグニチュード8以上の地震を想定するが、上記3区地域での地震が連続して起こった場合にはM9以上になるであろうことは東日本大震災で実証済みである。この場合、西日本から東日本まで甚大な被害がもたらされることになる。地震や津波に対する都市の強靱化方策は市街のコンパクト化も踏まえ市の総力を挙げて実施すべきである。防災体制の充実は市民の安全を図るのみならず、市の魅力を高めることになる。	▲	第6章の南海トラフ地震防災対策推進計画は国の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（改訂版：令和元年5月）に基づき策定しております。 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生の可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方に基づいています。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
14	第1章 第1節 P1	「(2)計画の構成」に記載されている「資料編」がありません。	◆	資料編は本市が地域に関わる災害対策を実施する上で参考となる各種資料を編綴したものであり、その修正要領は経年による時点修正が主となります。よって今回はパブリックコメントの対象とせず別途編集し、明示していく予定です。
15	第1章 第1節 P2	「(3)本計画の構成・内容」の記載様式を添付別紙に示す「鎌倉市地域防災計画」に準じた様式で掲載して下さい。現行の記載様式では、逗子全市民が理解できる記載様式とは思われません。	■	ご意見の記載様式は、「鎌倉市地域防災計画」をダイジェスト版としてホームページ掲載したものです。 本市も計画本文の記載は修正案どおりとしますが、ご指摘の通り、市民に容易にご理解いただけるような鎌倉市と同様の取組みは必要と考えます。今後、ダイジェスト版の掲載を含め、市民の皆さんへの理解を促進できる方策を検討してまいります。
16	第2章 第1節 P31	宅地の災害防止対策において、逗子市は宅地造成等規制法と都市計画法に基づく開発行為の許認可庁ではないため、安全性に配慮した指導はできないのではないか。	○	ご意見を踏まえ下記の通り修正します。 4 宅地の災害防止対策 市は、宅地造成地に発生する災害防止のため、宅地造成等規制法及び都市計画法の規定に基づき、 <u>安全性への配慮を促進します。</u>
17	第2章 第5節 P39	津波災害（特別）警戒区域等の指定において、住宅などの床面の高さや構造等が津波に対して安全なものとするため条例の制定について検討するとしているが、建築基準の許認可庁ではない逗子市ができるのか。またできたとしても立地特性や市外地形形成状況から考えて、床面の高さを規定することは無理ではないか。	○	津波防災地域づくりに関する法律73条に基づき、県から津波災害特別警戒区域の指定を受けた区域のなかで、市が条例で定めることにより。要配慮者施設と同様の制限・規制して安全を確保するという趣旨ですが、ご意見の通り逗子市の地形形成状況等を考慮し、また、条例の制定を促進させるという誤解を避けるため以下のように修正します。 (5) 津波災害（特別）警戒区域等の指定 津波災害特別警戒区域に指定された場合は、その区域内の <u>うち、円滑・迅速な避難を確保できない区域を検討し、必要により県と協議を行います。</u>

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
18	第2章 第5節 P40	「(4)津波情報看板等の整備」で、「・・・道路面の標高を確認できるようにするための標高揭示板の設置を進めます」と記載されていますが、「平成24年度道路標識適正化委員会神奈川県部会（平成24年7月19日）」の資料の「3 神奈川県内の海拔表示に関わる設置方針（案）」及び「神奈川県内の海拔表示に関わる設置方針」では「標高」でなく「海拔」表示としているにもかかわらず、逗子市のみ「標高」表示を使い続けている。隣接している葉山町では、2012年4月5日に「海拔表示版」を新たに100カ所新設している。隣接している横浜市も鎌倉市も「海拔表示版」を設置していることから、逗子市のみ「標高表示版」を設置し続けると観光客に混乱を生じさせる恐れがあります。	■	逗子市は東日本大震災以降、津波避難対策の一環として街路灯や市広報板などに標高表示シールを貼付大きく増やし、平成24年度末には、約460箇所に貼付を完了しています。 貼付場所は、津波浸水想定エリア内の防災情報の提供と災害時における避難情報の迅速な伝達の他、日頃から防災意識の高揚を目的として標高60mを超える場所を含む市内全域に貼付しております。 ご指摘の「海拔」ではなく「標高」表示に関してですが、逗子市の標高値の取得手段は国土交通省（関東地方整備局）が推奨する国土地理院のWeb地図から取得しています。このWeb地図から取得できるのは標高であり、他市町も海拔シートの数値には標高の数値を利用しています。 厳密に言えば東京湾平均海面（T.P）を基準とする標高と近海（相模湾）の平均海面を基準とする海拔は違いますが、現状でも市民が防災対策をする上で影響を及ぼすほどの数値上の差はなく、神奈川県内の海拔表示に関わる設置方針を所管する関東地方整備局に「標高」表示でも問題はなく、県の設置方針に反していない旨を確認いたしました。 一方でご指摘をいただいたように観光客に混乱を生じさせる恐れがあるという趣旨を踏まえて、神奈川県内の海拔表示に関わる設置方針に準じて、海拔の低い地域（海拔10m以下）や津波浸水想定エリア内については、今後の増加設置や劣化による再貼付の際に「標高」から海をイメージし易い「海拔」あるいは「海拔（標高）」等の表示に更新し津波防災への意識を高揚することを検討いたします。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
19	第2章 第5節 P41	「8 津波に関する知識の普及」「(1)浸水範囲及び浸水深の周知」で、「県が示した津波浸水予測図及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえ、・・・」と記載されていますが、神奈川県では「津波浸水想定図」「津波浸水予測図」の他に「e-かなマップ「津波浸水想定マップ」」も公開されています。逗子市の「津波一時避難場所（建物）」の「2 市公共施設以外」に記載されている「聖マリア小学校」については、「標高2.6m」と記載されていますが、当該場所を「e-かなマップ「津波浸水想定マップ」」で表示させると「津波浸水想定マップ 浸水想定深さ」で「4.0m以上5.0m未満」と表示され、津波から安全に避難できる「津波一時避難場所（建物）」に該当するとは思われません。「e-かなマップ「津波浸水想定マップ」」の「津波浸水想定マップ 浸水想定深さ」で表示される数値を元に、「津波一時避難場所（建物）」の見直しを行ってください。	□	海岸線に近い海域で発生する地震の津波は、津波到達時間が極めて短いと予想されているため、津波防災上、地震を感じたら直ちに避難するということが重要となります。 津波からの避難行動は、いち早く海から遠ざかること、なるべく高い場所に避難するという2つが考えられ、徒歩による高台への避難を原則としていますが、新宿地区や逗子地区は大部分が津波浸水予想区域内に入っており、津波発生の時間帯や避難に時間を要する人にとっては、迅速な対応が困難となる恐れがあります。 そのため、市は「近いところに逃げる場所を作っておくという原則」（中央防災会議での議事要旨より）から、時間に余裕がない場合の避難や、高い場所に逃げるための準備として、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用できるいわゆる「津波避難ビル」を建物管理者の協力を受け指定しています 「聖マリア小学校」についてもその考えにより、津波一時避難場所として協定を締結したものです。 ご意見は、県が4.0m以上5.0m未満の浸水を予測している中で標高2.6mに位置する聖マリア小学校は津波一時避難場所に該当しないというご指摘ですが、逗子市津波ハザードマップで4.0m以上5.0m未満の浸水深の高さの目安と危険度を「2階軒下までつかの深さ、すぐに高台や3階建て以上の鉄筋コンクリートの建物に避難してください。」と記載しているように、当校の避難場所は屋上及び3階以上の階段等の共用部分（標高約11m）として安全を確保しています。このように浸水区域内には予想浸水深より高い場所に避難施設がない本市の特性に鑑み、市は引き続き浸水区域内においても、より多く「近くの高い場所」への避難が可能となるように、津波避難ビルの新規指定への努力をしていきますのでご理解をお願いします。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
20	第2章 第5節 P40 P41	「(3) 徒歩避難の原則」に関連し、「5 避難施設等の整備 (2) 指定緊急避難場所（津波避難ビル）の指定等」に対して、「国や地方自治体の津波避難ビルの指定取組みはガイドラインや指針に従い、構造的要件や位置的要件、管理・運営に関する要件を主眼として行われている。一方で、避難時の施設内の避難ルートとなる道路（歩道を含む）と敷地及び敷地と建物を取り巻く外部空間の構成等、施設への避難に係る要件については、各地域で避難訓練を行い確認する程度であり、体系的にまとめられた方針は整備されていない。」このように既存施設の利用率が高い津波避難ビルの指定取組みでは、構造要件に適した建物を津波避難ビルと指定する段階に留まり、必ずしも避難施設としての使い手を考慮して計画・整備されていない場合が多い。そのため、現状の施設計画における空間構成では、避難過程における人の動きに対して制約や支障を及ぼす可能性が存在すると考えられる」との研究報告がある。株式会社はる書房が2015年3月10日に発行した「東日本大震災 被災と復興と岩手県気仙沼地域からの報告」の「第2章 被災するということ」の「4 語られなかった悲劇」の中「避難路のあり方をいま問う」の事例を参考にすると、例えば「かんクリニック リウマチ・整形クリニック」は、県道311号に面しているが、新宿住民は避難時にこの県道を渡らなければならない。その時、避難する車がスピードを出して次から次へと走行していたら、渡るのに長時間かかることが予想される。	■	津波避難ビル指定についてはNo19のとおりですが、指定を推進する上で、ご指摘いただきました内容を参考とさせていただきます。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
21	第2章 第9節 P47	建築物の安全確保対策において、一般的に「指導」という言葉があるが、建築基準法の許認可庁である神奈川県土木事務所が行うべき事であり、逗子市ができるのは啓発どまりであるとする。よってこの項はすべて削除することが望ましいと考える。	○	ご指摘いただきました趣旨を踏まえ第9節の各項を下記のとおり整理・統合します。 2 既存建築物等の耐震性の強化 既存建築物の耐震化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的な推進を図ることが肝要です。 市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに「逗子市耐震改修促進計画（平成28年3月）」に基づき、既存建築物の耐震化を推進します。 (1) <u>（削除）</u> (1) 民間建築物の耐震性の向上を図るため、逗子市耐震改修促進計画に基づき、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の指導・助言や普及・啓発を行います。 (2) 緊急輸送道路沿いの建築物や危険物を保管している建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の助言や普及・啓発を行います。 (3) 「木造住宅耐震診断・耐震補強工事等補助事業」を活用し、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進します。 (4) <u>危険なブロック塀等については、撤去の促進を奨励し、倒壊による被害の防止を図ります。</u> (5) <u>建築物は経年により劣化が進み、地震や強風時に被害をもたらすことから、その維持保全は重要になります。</u> <u>市街地における建築物の外壁、タイル、窓ガラス、看板等の実態調査及び追跡調査を行い、継続的に落下の危険のおそれがある建築物について、その所有者または管理者に対し改善を促進します。</u> 3 既存建築物等の防災対策の推進 (1) 建築物等に対する改善指導 <u>（削除）</u> (2) 新耐震設計基準によらない建築物の耐震化対策 <u>（削除）</u> (3) 建築物の不燃化 <u>（削除）</u>

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
		(No21 の続き)		(No21 の続き) (4) ブロック塀、石塀等の対策 <u>(イ項 記載場所を2 既存建築物等の耐震性の強化に包含して、 其他は削除)</u> (5) 落下物対策 <u>(記載場所を2 既存建築物等の耐震性の強化に包含して、その 他は削除)</u> (6) エレベーターにおける閉じ込め防止対策 <u>(削除)</u>

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
22	第3章 第2節 P62	「7 ペット対策」の「(1)」で、「……県と連携し、……」と記載されていますが、「県鎌倉保健福祉事務所」と明記して下さい。「広報ずし」9月号に掲載されている「猫の不妊・去勢手術」には問い合わせ先として「県鎌倉保健福祉事務所」と明記されています。	▲	神奈川県地域防災計画（令和2年3月）では県は「災害時動物救護活動マニュアル」を見直し、飼い主に普段から備えおくべきこと等の普及啓発を行うこととしています。ご指摘の鎌倉保健福祉事務所のほか、県の担当部局との連携が必要となることから記載のとおりとさせていただきます。
23	第3章 第3節 全体	「第3章 災害予防計画 第3節 帰宅困難者対策」において、東日本大震災当時、J R 東日本及び京急での帰宅困難者を逗子小学校及び市民交流センターで受け入れた時、逗子小学校区としての避難所運営を行っていた自治会が、逗子小学校区以外の避難者を受け入れたため、大変な目にあったと2019年9月1日に開催された「2019年度第1回まちづくりトーク」で市長に対して自治会から意見があった。この意見／提案が検討され、検討結果が反映されているのか？	■	東日本大震災時の市内における避難者・帰宅困難者等の延べ人数は、約1,400人ですが、ご意見のとおり鉄道等の等の公共交通機関が運休したことにより、逗子小学校と市民交流センターに多数の帰宅困難者が避難しました。当時は、逗子小学校区の避難所運営委員会のメンバー、高校生のボランティア人、そして避難者の有志ボランティアが、逗子小学校の教員や市職員とともに避難所運営に当たり、また、翌朝には多くの避難者が帰宅したため大きな混乱は避けることができたと認識しています。しかし避難者がさらに増加し、避難期間が長期になる場合も念頭に置き、この時の教訓から、職員の初動対応体制、各避難所情報の収集要領に反映し、地域特性に応じた避難所運営委員会の活動を促進しています。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
24	第3章第2節 P62	「7 ペット対策」の「(2)避難所におけるペットの同行……」では、「……可能な限り具体的に検討し、……」と記載されていますが、これでは予めペット同行を希望する市民が「マイ・タイムライン（避難計画シート）」あるいは「マイ避難計画」を作成する際に、どこを「逃げ場所」とするかを決定することができません。「津波一時避難場所（市 公共施設）」、津波一時避難場所（市公共施設以外）」、避難所（44 施設）」にペット同行の可否を明示して下さい。	■	環境省が示す「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成 30 年 3 月）では、市区町村が行う対策の例として「ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援」「指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ」「指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する都道府県等への情報提供」等、災害時のペット対策の重要性について記されており、逗子市としても修正案の第3章第2節のペット対策で「避難所におけるペットの同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任等、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づける事と第4章第5節の避難所の運営で、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努めることを追記しました。 しかし現状として、市、施設管理者、各避難所運営委員会が協議し災害時のペットの避難スペース等を決め、主要な避難所では対応が可能な状況になりつつありますが、ご指摘にあるようにペット同行の可能避難所として地域防災計画に位置付けるまでに至っていません。 ご意見につきましては、重要な事項でございますので、今後、災害時の動物救護に関する協定（平成 24 年 12 月）を締結している湘南獣医師会に協力を仰ぎながら、県と連携しつつ避難所運営マニュアルの修正等において具体策の検討をいたします。
25	第3章第2節 関連	関連で、津波一時避難場所（建物）について、「市公共施設以外」の一覧で、鎌倉市は「収容可能人員数」が記載されているが、逗子市の一覧には記載されていない。同じく、横須賀市は、「市公共施設以外」の一覧で、「対応可能時間帯」を記載しているが、逗子市は記載していない。逗子市が「市公共施設以外」の一覧で、公開している施設は、収容可能人数以上の避難者が殺到した場合、他の津波一時避難所に避難するよう誰が要請するのか、掲載されている津波一時避難所（建物）は、押し寄せて来た避難者を全て 24 時間 365 日対応可能な津波一時避難所なのか？	■	ご意見にある「市公共施設以外」の施設はすべて津波避難ビルとなります。津波避難ビルは、津波が発生した場合において、緊急避難の必要があると認めた時は市が施設管理者に対して施設の一部使用を要請し市から職員を派遣しますが、No19 の回答のとおり津波避難は緊急性を有するため、施設管理者は緊急やむを得ない場合は市の要請を待たずに、地域住民等の要請又は自己の判断により施設を使用させることができますとしております。ご指摘の避難施設の情報や連絡調整は派遣された市職員又は施設管理者が実施します。 また、津波避難ビルは、管理者との協定により、24 時間 365 日開錠可能な施設を指定しています。また、収容可能人員の公表は今後検討します。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
26	第3章 第3節 P63	「(2) 一斉帰宅抑制の取組」で、「エ」に「BCP(事業継続計画)」について記載されているが、逗子市役所そのものの「BCP(事業継続計画)」が記載されていない。	▲	本項目は、一斉帰宅抑制のため、関係機関及び事業者等が行う取組みについて記載しています。 また、逗子市役所のBCP(地震編)は平成27年9月に策定しています。BCPは発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を、目標とする時間・時期までに実施できるようにするための部内を対象とした計画(実効性の確保)として、逐次、修正や課題を抽出していくものであると考え、地域防災計画に記載することは考えておりません。
27	第3章 第3節 P64	「5 訓練の実施」で、JR東日本は毎年訓練を行っていない。また、当初は避難場所として「聖和学院第2グラウンド」とされていたが、その後ここに避難する訓練を実施していない。	◆	JR東日本とは、平成30年3月に実施されたJR横須賀駅構内における津波避難訓練に市職員が研修として参加しました。逗子市内での実動による訓練は平成28年7月の神奈川県との大規模な津波避難の合同訓練を行いました。帰宅困難者対策の訓練は未実施です。ご指摘いただいた趣旨を踏まえ、今後、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保、管理運営のための検討を深化させ訓練につなげていきます。 また今後、JR東日本(逗子駅)との津波避難訓練の実施に際しては聖和学院第2グラウンドが津波一時避難場所であることを周知し、迅速で安全な避難が実施できるように努めていきます。
28	液状化対策	修正案は過去11回の大地震を参考に被害想定を示すが、液状化については発生の恐れがある地域として田越川・久木川流域とするのみで具体的範囲を示さない。液状化は砂地や埋立地などで起きる可能性があり、具体的にどの場所が危険なのかを示す必要がある。市庁舎も液状化危険地位に存在すると思われるが、逗子市では液状化の懸念がないというのであればその根拠を明らかにする必要がある。	□	東日本大震災では関東地方でも液状化が確認されました。本市においても引き続き液状化対策を進める必要があると認識しています。 神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)には、逗子市内の液状化による詳細な被害想定に記載はありませんが、P43第2章第6節に記載している通り、液状化危険区域の分布は県内の公共事業で行われた地質調査結果により対策を検討していきます。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
29	第3章 第8節 P79	液状化対策の普及啓発の事業者への助言等において、建築基準法の許認可庁ではない逗子市が地盤・土質条件に適合した適正な液状化対策工法について助言・指導することはできないと考える。	○	ご指摘の趣旨を踏まえ、下記の通り修正します。 (7) 事業者への助言等 建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、建築確認申請時には地盤・土質条件に適合した適正な液状化対策工法について <u>助言</u> します。
30	第3章 第8節 P83	専門ボランティアの育成等の(1)応急危険度判定士の記載について、「神奈川県建築物震後対策協議会」を設立しとあるが、既に組織されているため、その部分を削除すべき。	○	ご意見の通り、神奈川県建築物震後対策協議会は既に設立されており、以下の通り修正します。 4 専門ボランティアの育成等 (1) 応急危険判定士 県及び県内他市町村ともに応急危険度判定士の養成、判定士の災害補償制度の確立、判定体制の整備を推進します。
31	第4章 第2節 P98	「(1) 災害対策本部の設置基準 (2) 災害対策本部の設置場所 (3) 災害対策本部の設置通知」の各々が記載されていますが、「第4章 災害応急対策計画 第2節 災害対策組織の設置」で示された全てが「(2) 災害対策本部の設置場所」で示された場所に設置されるのでしょうか？「(ア) 災害対策本部の 組織図」又は「(イ) 災害対策本部の事務分掌」のいずれかの図、表に「設置場所」を追記して下さい。	□	第4章災害応急対策計画 第2節 災害対策組織の設置3項に記載している通り、逗子市災害対策本部は市役所庁舎に設置されます。また、P95の組織図で示すように災害対策本部は災害対策本部会議、本庁本部体制及び現地出動体制に区分し、この中で現地出動体制に位置付けられる地区防災拠点班の各小学校で活動します。 設置場所については P98 「(2)災害対策本部の設置場所」に記載しています。
32	第4章 第2節 P99	「(イ) 災害対策本部の事務分掌」で、各地区防災拠点班の活動範囲が不明確です。特に「逗子小学校区防災拠点班」は、住民自治協議会をベースとするならば、「桜山」だけを対象としていることになります。	▲	各地区防災拠点は災害時の情報の収集及び伝達、救援救護活動等を迅速かつ円滑に実施することを目的として各小学校区に設置します。 担任区域は住民自治協議会と同じように小学校区を基準としますが、住民自治協議会ありきの組織ではなく市職員が組織するものとなります。よって逗子小学校地区防災拠点はご指摘のように桜山地区のみを対象としている訳ではなくすべての地域を含んでいます。 地区防災拠点の活動については今後マニュアルの作成等において具体化をいたします。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
33	全体	修正案は市民・事業者・市役所などの連携を実現すべく、各種ネットワークの構築に意を用いている、市施設の指定管理者や業務委託者受託者の位置付けが不明で、震災時市施設管理体制が疑問である。 また、修正案には市議会関係の記述がほとんどない。僅かに同案 95 頁逗子市災害対策本部の構成図の最下段に議会事務局の役割として議会対策班が現れるのみである。議会事務局職員の役割として議会対応を想定するのみでは、災害時における防災計画の実行など望むべくもないし、前記 12 のような状況下では市内在住である市会議員 17 名の役割を具体的に想定しておく必要がある。	■	施設の指定管理者とは「災害時等における施設利用の協力に関する協定」により災害時の避難所開設等についての役割等を明確にしております。 また、議会班は、逗子市議会の事務局の職員を災害時には逗子市災害対策本部内に編成して災害対策本部長の指揮のもと、主として議会との連絡・調整を円滑に行うことを役割とし、P99 第 4 章 災害応急対策計画 第 2 節災害対策組織の設置 3 項に記載した業務を分担します。 そして具体的な業務は逗子市議会事務局規程に基づき、逗子市議会を運営するための業務となります。地域防災計画は予防、応急対策、復旧・復興という防災対応サイクルに考え方の基づいた記述体系で記載していますので、今回の修正では各項目に議会班の具体的な業務要領を記載することは考えておりませんが、ご指摘の趣旨は重要と考え、今後の参考とさせていただきます。
34	第 4 章 第 2 節 P99	「(イ) 災害対策本部の事務分掌」で、「議会対策部」の「議会対策班」に関する「分担業務」が記載されていますが、以降には、具体的な業務活動に関する記載が一切ありませんので記載して下さい。	■	上記回答 No33 のとおりです。
35	第 4 章 第 4 節 P106	「伝達手段の選択」で、「市ホームページ」と記載されているが、逗子市の「市ホームページ」に災害で掲載できない場合は、代替自治体のホームページで掲載するのではなかったのかを明確にして下さい。	■	現在、災害により逗子市のホームページでの掲載が不可能となった場合の代替自治体による情報提供という枠組みはありませんが、災害時にアクセスが集中して市ホームページがダウンすることを防止するため、災害時用の市ホームページを用意しています。また、避難情報や避難所開設情報等の緊急情報は県ホームページで周知するほか、市防災・防犯メール等で情報提供します。 今後も災害情報の伝達手段については、情報通信技術の発達を踏まえ I C T の防災施策への活用等について今後検討してまいります。

No	該当箇所	頂いたご意見	反映区分	市の考え方
36	第4章 第12節 P152	「4 ペット対策」で「……県が作成する災害時動物救護マニュアル」……」は、「災害時動物救護活動マニュアル」の誤りです。誤りの訂正時に制定／改訂された年月も合わせて記載して下さい。「災害時動物救護活動マニュアル」は平成27年3月に改定されています。	○	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に整合した名称で記載しましたが、記載の誤りであることを確認いたしましたのでご指摘の通り修正いたします。 市は、県が作成する「災害時動物救護活動マニュアル（平成27年3月）」に基づき、・・・
37	第4章 第13節 P155	「第4章 災害応急対策計画 第13節 遺体の搜索、対応、埋葬計画」の「（3） 遺体の身元確認及び引き取り」で、「身元不明者の対応」の「……遺体及び歯型、……」と記載されています。歯科医は個人情報保護を理由に歯科医が保有する「歯型」の提供を拒むケースがあることから、逗葉歯科医師に対して、事前に患者（逗子市民）から歯型提供の同意書を得るよう働きかけることを明記して下さい。	■	ご指摘の点については、今後施策の実施にあたり逗葉歯科医師会との協議を重ねたうえで検討してまいります。
38	第4章 第14節 P149	「第4章 災害応急対策計画 第14節 災害廃棄物等の処理対策」で、環境クリーンセンターが記載されているが、環境クリーンセンターは令和17年(2035年)で廃止される。これに対応した廃棄物処理の計画を検討し、記載して下さい。	■	環境クリーンセンター廃止後の廃棄物処理計画は、今後の検討課題といたします。